

笠松競馬関係者の処分について

1. 処分を受ける者、処分内容、処分事由について

処分を受ける者	処分内容	処分事由	根拠法令
尾島 徹 元調教師	競馬関与禁止	わいろの供与	規則第67条第5号
		勝馬投票券の購入	規則第67条第15号
佐藤 友則 元騎手	競馬関与禁止	わいろの供与	規則第67条第5号
		勝馬投票券の購入	規則第67条第15号
島崎 和也 元騎手	競馬関与禁止	わいろの供与	規則第67条第5号
		勝馬投票券の購入	規則第67条第15号
山下 雅之 元騎手	競馬関与禁止	わいろの供与	規則第67条第5号
		勝馬投票券の購入	規則第67条第15号
花本 正三 調教師	競馬関与停止5年	わいろの收受	規則第67条第12号
		勝馬投票券の購入	指示事項1-(3)違反に基づく 規則第72条第1項第9号
東川 公則 調教師	競馬関与停止5年	わいろの收受	規則第67条第12号
		勝馬投票券の購入	指示事項1-(3)違反に基づく 規則第72条第1項第9号
大塚 研司 騎手	競馬関与停止5年	わいろの收受	規則第67条第12号
		勝馬投票券の購入	指示事項1-(3)違反に基づく 規則第72条第1項第9号
吉井 友彦 騎手	競馬関与停止5年	わいろの收受	規則第67条第12号
		勝馬投票券の購入	指示事項1-(3)違反に基づく 規則第72条第1項第9号
湯前 良人 調教師	競馬関与停止2年	わいろの收受	規則第67条第12号
		信用失墜行為 (過失による所得の申告漏れ)	規則第72条第1項第7号
池田 敏樹 騎手	競馬関与停止1年	わいろの收受	規則第67条第12号
筒井 勇介 騎手	競馬関与停止1年	わいろの收受	規則第67条第12号
高木 健 騎手	競馬関与停止6ヵ月	わいろの收受	規則第67条第12号
井上 孝彦 調教師	調教停止90日	信用失墜行為 (セクハラ行為)	規則第72条第1項第7号
	戒告・賞典停止30日	所属であった佐藤元騎手に対し指導監督が著しく不十分	規則第92条違反に基づく 規則第72条第1項第2号及び同条第2項
	戒告・賞典停止4日	信用失墜行為 (意図的な所得の過少申告)	規則第72条第1項第7号及び同条第2項
川嶋 弘吉 調教師	戒告・賞典停止30日	所属であった山下元騎手に対し指導監督が著しく不十分	規則第92条違反に基づく 規則第72条第1項第2号及び同条第2項
	戒告・賞典停止4日	信用失墜行為 (意図的な所得の過少申告)	規則第72条第1項第7号及び同条第2項

水野 善太 調教師	戒告・賞典停止 20 日	所属であった湯前元騎手及び所属である高木騎手に対し指導監督が不十分	規則第 9 2 条違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項
	戒告・賞典停止 4 日	信用失墜行為 (意図的な所得の過少申告)	規則第 7 2 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項
田口 輝彦 調教師	戒告・賞典停止 20 日	所属である筒井騎手に対し指導監督が不十分	規則第 9 2 条違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項
	戒告・賞典停止 4 日	信用失墜行為 (意図的な所得の過少申告)	規則第 7 2 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項
柴田 高志 調教師	戒告・賞典停止 30 日	所属であった尾島元騎手及び島崎元騎手に対し指導監督が著しく不十分	規則第 9 2 条違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項
藤田 正治 調教師	戒告・賞典停止 20 日	所属である大塚騎手及び所属であった池田騎手に対し指導監督が不十分	規則第 9 2 条違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項
森山 英雄 調教師	戒告・賞典停止 20 日	所属である吉井騎手に対し指導監督が不十分	規則第 9 2 条違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項
伊藤 強一 調教師	戒告・賞典停止 20 日	所属であった花本元騎手に対し指導監督が不十分	規則第 9 2 条違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項
後藤 正義 調教師	戒告・賞典停止 20 日	所属であった東川元騎手に対し指導監督が不十分	規則第 9 2 条違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項
大原 浩司 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号
東川 慎 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号
深澤 杏花 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号
藤原 幹生 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号
松本 剛志 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号
水野 翔 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号
向山 牧 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号
森島 貴之 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号
渡邊 竜也 騎手	戒告	管理者指示事項違反 (不正行為等報告義務違反)	指示事項 5-(3) 違反に基づく 規則第 7 2 条第 1 項第 9 号

※引用法令略…(規則)「岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則」(指示事項)「岐阜県地方競馬組合管理者指示事項」

※管理者指示事項違反(不正行為等報告義務違反)による処分の対象者は、岐阜県警察により笠松競馬きゅう舎関係者が家宅捜索を受けた令和 2 年 6 月 20 日時点における所属騎手を対象とする。

2. 処分日 令和 3 年 4 月 21 日